



1 結婚

こんいんとどけ

1-2 婚姻届

婚姻届とは結婚するときに、市区町村の役所に提出する届出のことで、婚姻成立の要件は、国によって異なりますから、日本人は日本の、外国人はその人の国の婚姻要件（条件）を備えていることが必要になります。そこで、外国人が婚姻する場合は、婚姻要件を備えていることを証明する婚姻要件具備証明書を出さなければなりません。

外国人の婚姻要件具備証明書は、在日大使館、領事館で発行され、外国語で記載されている場合は、翻訳者の署名、捺印された訳文を添付します。婚姻要件具備証明書が発行されない国の場合は、それに代わる書類を準備しなければなりませんので、詳しくは市区町村の役所に問い合わせてください。

| 必要書類 | 提出先 / 問合せ先 | いつからいつまで | 届ける人 |
|---|---|----------|--------|
| 1 婚姻届（用紙は市区町村の役所にあります） ※成人の証人2名の署名と捺印が必要 2 戸籍謄本1通（日本人） 3 婚姻要件具備証明書またはそれに代わる文書（外国人） 4 外国人登録証明書 5 パスポートなど（国籍を証明するもの） | 結婚する二人のどちらかの住所があるところ、または日本人の本籍地の市区町村の役所 | 任意 | 結婚する二人 |

※必要ならば、受理された後、婚姻届受理証明書を発行してもらう



(1) 当事者の一方が外国人の場合

日本人と外国人が日本で結婚する場合は、戸籍法の規定に従って婚姻届を出します。これで日本側の手続は終わり、このあと本国に届け出をします。その際、婚姻届受理証明書が必要ですので、婚姻届を出したときに受理証明書を発行してもらいたいでしょう。また、国によって手続方法が異なりますから、在日大使館や領事館などに確認をしましょう。日本人と結婚して、日本人の配偶者としての在留資格の変更を希望する人は、所轄の入国管理局へ相談しましょう。

●婚姻届の書き方

婚姻届の書き方は、以下の点を除いて日本人の場合と同じです。

●当事者の氏名、生年月日、住所

カタカナで氏名の順で記入します。氏と名の間には読点を打ちます。生年月日は西暦でかまいません。住所は外国人登録をしている場所です。

●本籍地

当事者の国籍のみ記入します。

●署名・捺印

署名だけでかまいません。



Sample

婚姻届

平成 年 月 日届出

長 殿

| | |
|-------------|-------------|
| 受理 平成 年 月 日 | 受理 平成 年 月 日 |
| 届付 平成 年 月 日 | 届付 平成 年 月 日 |
| 婚姻届書 | 戸籍記載 |
| 記載済否 | 調査票 |
| 届出 | 住民票 |
| 届出 | 届出 |

| | | |
|--|--|--------------------------------|
| | 夫 になる 人 | 妻 になる 人 |
| (1) 氏 名 | 氏 名 | 氏 名 |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| (2) 住 所 (住民登録をして いるところ) | 番地 番 号 | 番地 番 号 |
| (3) 本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください) | 籍貫者の 氏名 | 籍貫者の 氏名 |
| 父母の氏名 父母との続き柄 (他の妻又は その他の妻に 書ってください) | 父 続き柄 母 男 女 | 父 続き柄 母 男 女 |
| (4) 婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍 | <input type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍 (左の記の氏の人がいずれも同籍の籍貫者となっているときは書かないでください) <input type="checkbox"/> 妻の氏 番地 番 号 | |
| (5) 同居を始めた とき | <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 (結婚式をあげたとき) または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 | |
| (6) 初婚・再婚の別 | 夫 <input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日) 妻 <input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日) | |
| (7) 同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの職業と | 夫 <input type="checkbox"/> 業 <input type="checkbox"/> 業 <input type="checkbox"/> 業 <input type="checkbox"/> 業 <input type="checkbox"/> 業 <input type="checkbox"/> 業 妻 <input type="checkbox"/> 業 <input type="checkbox"/> 業 <input type="checkbox"/> 業 <input type="checkbox"/> 業 <input type="checkbox"/> 業 <input type="checkbox"/> 業 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・請工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等「百人中は職」の常勤労働者以外で職の夫の従業員が1人から99人までの世帯(日々または1年以上の契約の雇用者は51年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の家帯(日々または1年以上にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯) 5. 仕事をしている者のいない世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 | |
| (8) 夫 妻 の 職 業 | 夫の職業 | 妻の職業 |
| そ の 他 | | |
| 届 出 人 | 夫 印 | 妻 印 |
| 署名押印 | | |
| 事件簿番号 | 住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日 | 電話 区間通話が取れるところ 自宅・勤務先・携帯 |

字は略さず丁寧に書いてください。



Sample

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、郵便等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない役所に出すときは、戸籍抄本(個人事項証明書)、戸籍謄本(全部事項証明書)が必要ですから、あらかじめ用意してください。

| | | 証 人 | |
|---------|--|---------|---------|
| 署 名 印 | | | 印 |
| 生 年 月 日 | | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 住 所 | | 番 地 番 号 | 番 地 番 号 |
| 本 籍 | | 番 地 番 号 | 番 地 番 号 |

- 「挙親者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。妻父母についても同じように書いてください。
- □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。外国人と結婚する人が、まだ戸籍の挙親者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

- 署名は必ず本人が自署してください。
- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出人の印をご持参ください。

(2) 当事者の両方が外国人の場合

がいこくじんどうし にほん けっこん ばあい てつづき ほうほう くに こと ざいにち たいしかん
外国人同士が日本で結婚したい場合は、手続の方法が国によって異なりますから、それぞれの在日の大使館、
りょうじかん かくにん にほん しゅちやうそん やくしょ こんいん てつづき ばあい しゅちやうそん やくしょ ひつようしよるい
領事館に確認しましょう。日本の市区町村の役所で婚姻手続をする場合は、市区町村の役所に必要書類な
かくにん じゅり あと こんいんとどけじゅりしやうめいしよ ほうこう ほんこく
どの確認をしましょう(受理された後、婚姻届受理証明書を発行してもらいます)。またそれぞれの本国への
とどけで ひつよう
届出も必要です。



(3) 婚姻後の国籍

外国人が、日本人と結婚したことで自動的に日本国籍を取得することはありません。なお、日本国籍を取得するためには、法務大臣の帰化の許可を得なければなりません([D その他の届出 3](#) 参照)。